

## 資料 3

### 「京都府自殺対策推進計画」の策定について

#### 1 策定根拠

京都府自殺対策に関する条例第9条第1項

#### 2 策定方法

条例第9条第3項により、第20条に基づき設置する「京都府自殺対策推進協議会」の意見を聴取の上策定

#### 3 スケジュール

月	全体スケジュール	議会
5	5/22：協議会①（計画概要）	
6	上旬：計画部会①	6月議会（常任委員会）で計画概要報告
7	中旬：計画部会② 下旬：計画部会③	
8	下旬：協議会②（中間案）	
9		9月議会（常任委員会）で中間案報告
10	パブリックコメント実施	
11	上旬：協議会③（計画案）	
12		12月議会に計画案上程

#### 4 計画の内容

別添のとおり、府が推進する自殺対策の目標や具体施策を規定

# 「京都府自殺対策推進計画」の構成（案）

## 1 趣旨等

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、数値目標等

## 2 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）

## 3 現状分析

京都府内における自殺者数、自殺死亡率の推移等

## 4 基本的な考え方

施策推進に関する基本的な考え方（「京都府自殺対策に関する条例」の基本理念（第3条）を踏まえて整理）

## 5 自殺対策に関する施策

「京都府自殺対策に関する条例」に位置づけた3つの柱ごとの今後5年間で推進すべき自殺対策の内容

- ① 自殺対策に関する基本的な施策
- ② 自殺対策に関する体制の整備等（事前予防～危機対応）
- ③ 自殺未遂者等に対する支援（事後対応）

## 6 推進体制

府民、関係団体、京都府、市町村等が連携・協力して自殺対策を推進。また、「京都府自殺対策推進協議会」において、計画の進行を管理